

豊岡市公共施設包括管理業務委託 事業者説明会 質疑回答

| No. | 質 問 事 項   | 回 答  |
|-----|---|--|
| 1   | 防虫業務の中で、スズメバチ駆除など緊急を要する場合も、実施するには日本管財(株)経由で連絡が来るのを待たなくてはならないのか。                           | スズメバチ駆除については、今後も市からの直接依頼になります。今回包括管理業務の対象となるのは、年間通じて行う定期的な防虫業務のことであり、突発的な業務はこれまでどおりの発注となります。   |
| 2   | 年間通じた防虫業務ではなく、スポット的に行う業務については、今後も市から直接依頼を受けるといった認識で良いのか。                                  | ご認識のとおりです。スポット的に時々お願いするような業務については、本業務の中での実施は想定していませんので、これまでどおりの対応をお願いすることになります。  |
| 3   | 電気工作物保安管理業務について、現在、市と契約を締結しているが、その場合も日本管財(株)への事業者登録が必要か。                                  | 日本管財(株)への事業者登録はお願いすることになります。契約は豊岡市との締結になるが、支払いは日本管財(株)からとなるので、今後は3者での契約になる予定です。  |
| 4   | 電気工作物保安管理業務については、みなし設置者という考え方があり、設備所有者ではない、管理をする日本管財(株)がみなし設置者になるという変更届を今後出す必要があると思うがどうか。 | 現行の契約書等を確認した上で、物件ごとに相談させていただきたい。保守点検等業務については、今後は基本的に事業者の皆さまと日本管財(株)との契約となるが、業務内容によっては引き続き市と契約して、支払のみ代行となる場合もありますので、ご理解いただきたい。  |
| 5   | 体育館にあるバレーボールのワイヤーが切れたり、床金具が外れるなど、学校の方から至急対応してほしいと言われることがあるが、どうしたら良いのか。                    | 基本的には、施設の方から日本管財(株)が運営する管理センターに連絡が来ることになっており、管理センター職員が現地を確認し、事業者の皆さまに見積をお願いする流れとなります。  |
| 6   | 午後の部活動に間に合うようにすぐに対応してほしいと言われることがあるが、それでも日本管財(株)の指示を待つのでしょうか。                              | 見積をとって実施を判断する暇がないような事象を緊急を要する修繕と捉えています。運動器具の不具合があったとしても、学校運営上支障がないのであれば、見積をとって修繕をします。ただし、目の前で水が噴き出している、電気が点かないなど、施設の運営に支障があるような事象は、緊急修繕としてすぐに事業者の皆さまに修繕依頼をすることとなります。 |
| 7   | 施設内の備品は修繕業務の対象範囲ですか。  | 備品の修繕は含まれていません。施設内にある電子レンジ、テレビなどは対象外です。  |